事務連絡

各指定障害福祉サービス事業者 各指定障害者支援施設 各指定障害児通所支援事業所 各指定障害児入所施設 各指定相談支援事業所

管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部障害サービス課

新型コロナウイルス感染症に係る「特措法に基づく緊急事態措置に 係る神奈川県実施方針」及び感染拡大防止の徹底について

国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)」に基づく緊急事態宣言を行いました。

このことにより、知事は、社会福祉施設等(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止その他感染防止のために必要な措置を講ずるよう要請することができることになりました。

しかし、社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であることから、別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、感染防止対策に留意の上、事業の継続を要請します。

各事業所においては、別添の国事務連絡を踏まえ、感染防止対策の徹底を行うようお願いします。

なお、本事務連絡については、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に 掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

障害福祉情報サービスかながわ

- → 書式ライブラリ
- → 1. 神奈川県からのお知らせ
 - → 1 神奈川県からのお知らせ

(http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=3&topid=1) 文書名 新型コロナウイルス感染症に係る「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び感染拡大防止の徹底について

問合せ先

運営指導グループ 電話 045-210-4705 福祉施設グループ 電話 045-285-0738 事業支援グループ 電話 045-210-4717